

各障害福祉サービス事業所等 代表者 様

健康福祉部障害福祉課長

「農福連携等プラス推進モデル事業」の国庫補助協議にかかる
書類の提出について（依頼）

平素より、本県の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、見出しの件につきまして、厚生労働省から国庫補助協議にかかる書類の提出依頼がありましたので、下記をご確認のうえ、補助協議を希望される場合は関係書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

障害者就労施設等の事業者（就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、生活介護事業所、共同受注窓口）

※詳細については、実施要綱をご確認ください。

※令和7年度中に確実に事業完了（支払いまで完了）できるもののみ対象とします。

2 提出書類

- (1) 別紙2、別紙3（Excel形式）
- (2) 見積書（最低2者）（PDF形式）
- (3) カタログ、仕様書等（PDF形式）

3 提出期限

令和7年5月21日（水）17時 ※期限厳守

4 提出方法

電子申請システム（Logoフォーム）で必要事項を入力後、ファイルを添付して提出してください。

【URL】 <https://logoform.jp/form/T8mB/1019787>

5 対象経費、補助額

(1) 対象経費

- ア 障害者就労施設等が行う農福連携等プラスの支援やモデル事業全体のコーディネートを行う場合のコーディネーターの人件費。また、モデル事業の全部または一部を民間団体等に委託して実施する場合、委託費
- イ 障害者就労施設等が事業の実施のために導入する機械・機器等の整備費
- ウ 障害者就労施設等が実施する事業の初期運用に係る専門家派遣の諸謝金、旅

費等の一般管理費

※一事業所あたり、10,060千円程度を目安とします。

※当事業はコーディネーターの伴走によるマッチングや立ち上げ等の支援が必須となっており、事業が採択された場合は、事業実施にあたり、一般社団法人岐阜県農畜産公社等のコーディネーターと連携して進めていただくこととなります。なお、コーディネーターに係る費用は60万円を見込んでおり、積算内訳書にあらかじめ入力しています。

※いずれも留意事項がありますので、実施要綱をご確認ください。

(2) 補助額

1つの施設・事業所あたりの補助基準額 10,060千円

※コーディネーターに係る費用(60万円)は、県から一般社団法人岐阜県農畜産公社等へ直接支払うため、補助金には含まれません。

(3) 負担割合

国 10/10

6 補助要件、留意事項について(抜粋)

- (1) 機械・機器等の整備費については、生産、加工、販売等を併せて行うために必要な附帯設備などの費用とし、導入に必要なものに限る。
- (2) 事業を実施した障害者就労施設等は、マッチングや立ち上げ支援等の具体的な内容(設備・環境等のハード面及び技術習得等のソフト面)、コーディネーターが行った具体的な支援内容及び事業の効果等について県に報告すること。
- (3) 上記についてホームページ等に公表すること。
- (4) 国・県のホームページ等への公表を了承すること。

上記以外にも、複数要件がありますので国からの国からの要綱等をよくご確認ください。

7 事業所の選定について

提出された事業計画書に基づき、単なる生産設備の導入だけでなく、地域の需要や利用者の障害特性等を踏まえた上で、採算が見込めると考えられるものについて、県において予め優先順位をつけたうえで国に報告させていただきます。予算の都合上、ご提出いただいても補助できない場合がありますのでご了承願います。

8 留意事項

- ・本事業の補助を受けた場合は、地域生活支援事業費等補助金において実施している「農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト」事業の対象外となります。
- ・本モデル事業で機械・機器等の整備費用の補助を受けた場合は、農林水産省の農山漁村振興交付金の対象外となります。

岐阜県健康福祉部障害福祉課社会参加推進係			
担当係長	高井	担当	浅野
TEL	058-272-1111 (内線 3484)		
メール	c11226@pref.gifu.lg.jp		